

意見書

平成20年6月20日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 850-8550

住所 ながさきしきかえまち5ばん5ごう
長崎市栄町5番5号

氏名 かぶしきがいしゃ えふえむながさき
株式会社 エフエム長崎

代表取締役 かわぞえかずみ
川添一巳

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書（案）に関し 別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
全体			「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、従来の音声放送とは異なる 新たなマルチメディア放送と認識するが、視聴者サービス 及び地域振興、地域情報確保の観点から蓄積された 既存放送事業者のノウハウの活用など十分配慮願いたい。
14頁	表中央	地域情報確保や既存ラジオ局のノウハウのかつようについて既。	「地方ブロック向け放送」において緊急災害情報等既存ラジオ局が担ってきたノウハウの有効活用を望みたい。また、そのノウハウが十分発揮されるような制度整備を望みたい。の区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けを望みたい。
16頁	最終行	「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により	「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、事業採算性に困難が予想されるため、全国一律の設定ではなく 地方ブロック事業者の採算性に合わせた設定の配慮を求めたい。
21頁	4行	V-LOWは、(中略)受信用アンテナが長くなり、携帯電話端末へのアンテナの内蔵に難点がある。V-LOWに対応するチューナーの内蔵は考えていない、とのことであった。	V-LOWも、今後の技術革新により携帯端末での受信が可能となることを想定し、V-LOW を使用する事業者の発売端末の可能性やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながらないように配慮願いたい。

	行	意見の対象となる該当箇所	意見
30頁	11行	ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。	ソフト事業者の参入をしやすくする事から、ハード・ソフト分離も賛同できるが、ソフト事業者にも 免許・認定制等を導入し編成権を保障する等の配慮を願いたい。
30頁～31頁	25行～	NHKの有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用する	NHKが保有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することはこの新しいマルチメディア放送の普及やこの事業リスク(資金)軽減のためにも必要である。特に、VHF帯、LOW帯を利用するためにNHKが所有している設備(中継所、アンテナなど)等、放送法を根拠として存在する公共放送事業者の財産を新しい放送に参入する民間事業者に対し廉価・無償(事業採算性がとれるまで)で提供する義務を課すことは、社会インフラの無駄を省き、V-LOW における「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上や普及に大きく貢献するものとして強く希望する。
34頁	7行	サイマル放送については、マルチメディア放送において国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。	現行のアナログ音声放送には、これまで培った、すぐれたコンテンツが多く、アナログ放送のサイマル放送は視聴者の確保のためにも必要である。

	行	意見の対象となる該当箇所	意見
1 頁～42 頁	11 行～	国内規格の統一の可否	「地方ブロック向け放送」についての1の技術方式の国内規格化には賛成である。更に、我が国においての今後のマルチメディアの普及・発展(特に受信機普及)の為には全国一・地方ブロックに関わらず国内規格の統一が望ましい。